

令和3年（行ウ）第200号 兼業許可申請不許可処分取消等請求事件

原告

被告 東京都

原告準備書面 1

令和3年12月15日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

第1 被告準備書面（2）に対する反論

1 前提事実の誤り

被告は、本件申請については兼業申請の内容である業務内容や企画意図、報酬額等の許可できるかどうかを判断するために必要な事項が不明であったために不許可処分とした旨主張する。

被告の当該主張については、不許可とすべき具体的根拠に欠ける上、「原稿執筆の依頼について」（甲17）及び意見書（甲1）の記載のみによっても拒否の判断のために必要な事実は明らかになっているというべきであるが、それ以前の問題として、そもそも前提事実の誤りがある。

すなわち、原告は、下記「2 事実経過」において詳述するように、本件申請に先立つ兼業許可申請（乙3）の段階において、本件兼業に関する業務内容

や企画意図、報酬額等に関する事実を原告が所属する [REDACTED] の学校長に伝えている。

したがって、被告の主張は、前提事実に誤りがあり、理由がない。

原告のその余の反論については、この点に関する被告の主張立証を待って行う。

2 事実経過

- (1) 令和2年7月14日（以下、本準備書面中の事実関係はいずれも令和2年の出来事である。）、原告が本件兼業に関する事項について東京都教育委員会に問合せをしたところ、「営利企業への従事については、東京都では各所属長が判断されます。詳しくは校長に確認ください。」とのことであった。

そこで、同日、原告は学校長と面談した。学校長からは、拒否の判断のため、兼業申請に至る経緯や兼業内容を明らかにするよう求められた。

これを受けて原告は、本件兼業申請の発端となった原告に対する執筆依頼をし、企画を担当している [REDACTED] の [REDACTED]（以下「担当者」という。）に対し、学校長から明らかにするよう求められた内容のわかる書面の作成を依頼した。

- (2) 7月16日、原告は、担当者が作成した依頼書（甲8）を学校長に提出した。
- (3) 7月21日、原告は学校長より、可能な範囲において以下の内容を明らかにするよう求められた。

- ・ 予定発行部数、価格、原告の報酬額
- ・ 原告と [REDACTED] の間の契約書及び [REDACTED] 内で作成されている企画書
- ・ 出版までのスケジュール
- ・ 実際に発行予定の漫画2、3点

(以上(1)から(3)の事実関係につき、甲7)

- (4) 7月30日、原告は、学校長から明らかにするように求められた内容を記載した担当者作成の企画書(甲9)及び質問回答書(甲10)を学校長に提出した

学校長は、原告の提出した書類を確認した上で、学校長としては兼業許可相当であると判断する旨の回答をした。その上で、学校長は原告に対し、外部に提出可能な依頼書を作成・提出するよう指示し、その際に作成上の参考として兼業許可がなされた別件において提出された依頼書(甲12)を提示した(甲11)。

- (5) 一度の事務室からの訂正指示(甲15)を経て、8月25日、原告は作成した依頼書(甲17)とともに兼業申請(乙3)を行った。

- (6) 9月2日、原告は学校長から兼業申請は不許可となった旨を告げられた。

兼業申請から同日までの間に、原告に対する申請内容に関する問合せはなかった。

第2 求釈明

被告の主張には以下のとおり不明瞭な点が存在することから、被告に対する求釈明をされたく申し立てる。

1 兼業の不許可通知について

「学校職員の兼業及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の運用上の留意点について」(乙4の1)によれば、兼業申請について許可をしない場合には別紙様式5により通知をすることとなっているにもかかわらず本件においてはそのような通知がされた事実が認められないことについて、被告準備書面(2)の「第3 被告の主張」の4に言及があるが、原告の二度の

申請のうちいずれについて述べたものか、いずれについても別紙様式5による通知をしていなかったとして「運用上の留意点」に反して通知をしなかった理由が不明瞭である。これらは、被告の裁量権行使の適法性に関わる事実であり、重要である。

そこで、被告において、8月25日の兼業申請及び本件兼業申請に対する不許可処分に当たってはいずれについても別紙様式5（乙4の1）による通知をしなかったということ間違いなのか、書面による通知をしない場合について定めがないにもかかわらず「運用上の留意点」に反して通知をしなかった理由を明らかにされたい。

2 事実確認について

被告は、被告準備書面（2）8頁1行目（「第3 被告の主張」の5）において、報酬額について「校長が原告に具体的な金額を聞いた」と述べており、学校長に対して原告の兼業申請に関する事実確認をしたことを前提とした主張をしている。しかしながら、前述のとおり、原告は、被告が不明であると主張する業務内容や企画意図、報酬額等について、遅くとも7月30日までに学校長に伝えている。

そこで、被告において、8月25日の兼業申請及び本件兼業申請に対するそれぞれの審査過程において、学校長、原告又は東京都学校経営支援センター経営支援室長等の関係者に対する事実関係の確認の問合せを行ったか、行ったとすればいつ、どのような内容であったかを明らかにされたい。さらに、乙3号証に「室長にメールスミ」と読める記載があることから、メールでのやり取りがあると思われる、東京都学校経営支援センター経営支援室長との本件に関するメールの内容について、明らかにされたい。

以上